

事業報告書

指定試験機関名：公益社団法人 全国ハウスクリーニング協会

検定職種：ハウスクリーニング職種

事業年度：平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

事 項	状 況
実施した技能検定の概要	別紙 1 「技能検定実施結果報告書」のとおり
<p>1 試験科目の認定等</p> <p>(1) 指定試験機関技能検定委員の選任の状況 【能開則第 63 条の 9 第 3 項及び第 4 項に関する事項についての状況】</p> <p>(2) 試験問題等の作成等の状況 【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 試験問題の水準調整の状況 【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>指定試験機関技能検定委員 54 名（別紙 2 「技能検定委員名簿」） うち、試験問題作成委員 54 名 実技試験採点委員 54 名 うち、当該事業年度において 新規に選任した者 3 名 試験業務等に変更があった者 0 名 解任した者 1 名</p> <p>指定試験機関技能検定委員会を 2 回開催した。 そのうち、 実技試験問題作成に係るもの 2 回 学科試験問題作成に係るもの 2 回 平成 27 年 7 月～11 月に東京、大阪、仙台、福岡において各 2 回開催した。</p>
<p>2 技能検定試験の実施等</p> <p>(1) 公示・公表の状況</p> <p>① 実施公示の状況 【技能検定実施計画において規定される指定試験機関が行う実施公示の状況】</p>	<p>運営するホームページ上において平成 27 年 6 月 1 日から掲載し公示した。</p>
<p>② 実技試験問題の概要、合否基準並びに試験問題及びその正答の公表の状況 【規則第 63 条の 6 第 2 項に関する事項のうち、公表に関する計画】</p>	<p>実技試験の概要は、運営するホームページ上において、平成 27 年 7 月 1 日に掲載し、公表した。 合否基準は、実施公示に記載して公表した。 試験問題及びその正答は、運営するホームページ上において、平成 27 年 9 月 24 日に掲載し、公表した。</p>
<p>(2) 受検申請書の受付の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日から 7 月 31 日に受付を行い、327 件の申請を受け付けた。</p>

<p>(3) 受検資格審査及び試験免除資格審査の状況</p> <p>【能開則第 64 条の 7 及び第 65 条の 2 の運用状況】</p>	<p>受検資格を審査した結果、申請者のすべてが受検資格及び試験免除資格の要件に合致した。</p> <p>試験免除資格を審査した結果、学科試験免除資格に該当した者は 88 名、実技試験については 7 名、試験免除資格に該当しなかった者は学科試験については 0 名、実技試験については 0 名であった。</p>
<p>(4) 受検票等の交付に係る状況</p> <p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>申請事項が適正なものに対して、平成 27 年 8 月 31 日に受検票を受検者あて発送した。</p>
<p>(5) 実技試験の実施の状況</p> <p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>別紙 1「技能検定実施結果報告書」のとおり</p>
<p>(6) 学科試験の実施の状況</p> <p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>別紙 1「技能検定実施結果報告書」のとおり</p>
<p>(7) 試験の合否判定等の状況</p> <p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>合否判定基準に基づき、91 名を合格と判定した。</p>
<p>(8) 合格者の発表等の状況</p> <p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>平成 28 年 2 月 12 日の厚生労働省による技能検定の合否決定に基づき、平成 27 年 3 月 18 日に合格通知を合格者あて発送した。</p>
<p>(9) 合格証書の交付等の状況</p> <p>【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】</p>	<p>合格証書については、厚生労働省より 100 枚の送付を受けた。</p> <p>91 枚を使用し、平成 27 年 3 月 18 日に合格者あて発送した。</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 秘密保持義務、業務制限等の周知状況</p>	<p>秘密保持義務、秘密事項の範囲、秘密資料の適切な取扱い及び業務制限について、役職員に対しては平成 26 年 6 月に別紙 3 を資料配布および説明によって周知し、指定試験機関技能検定委員に対しては平成 27 年 6 月～9 月に別紙 3 によって周知した。</p>
<p>(2) 試験業務に関する内部監査の実施状況</p>	<p>試験業務に関与していない飯塚哲次郎および山本利治を監査担当者に任命し、平成 28 年 1 月に公益社団法人全国ハウスクリーニング協会が行う試験業務を対象に監査を行った。監査結果は別紙 4 のとおり。</p>
<p>(3) 合格証書の再交付等の状況</p> <p>【法第 49 条、能開則第 69 条に関する事項についての状況】</p>	<p>当該事項なし。</p>
<p>(4) 特例講習の実施状況</p>	<p>該当事項なし。</p>